

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－4	調達方式の適正化

2. 主要な経年データ															
指標等		達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値		令和5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)		8年度 (2026年度)		9年度 (2027年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	－	14 件	67%	15 件	83%	14 件	78%							
	金額（百万円）	－	1,650	95%	538	86%	1,038	97%							
随意契約	件数	－	7 件	33%	3 件	17%	4 件	22%							
	金額（百万円）	－	83	5%	87	14%	30	3%							
合計	件数	－	21 件	100%	18 件	100%	18 件	100%							
	金額（百万円）	－	1,733	100%	624	100%	1,068	100%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4 調達方式の適正化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」(平成27年 5月25日総務大臣決 定)に基づき策定する 「調達等合理化計画」 について着実に実施す る。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 組の推進について」(平 成27年5月25日総務 大臣決定)及び国にお ける取組(「公共調達 の適正化について」(平 成18年8月25日付 け財計第2017号財務 大臣通知))等に基づ き、公正かつ透明な 調達手続による適切 で迅速かつ効果的な 調達を実現する観点 から、毎年度「調達 等合理化計画」を策 定し、同計画に基づ く取組を着実に実施 する。 また、外部有識者を 含む契約監視委員会 等の活用など、調達 に係る推進体制の整 備・見直しを行う。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 組の推進について」(平 成27年5月25日総務 大臣決定)及び国にお ける取組(「公共調達 の適正化について」(平 成18年8月25日付 け財計第2017号財務 大臣通知))等に基づ き、公正かつ透明な 調達手続による適切 で迅速かつ効果的な 調達を実現する観点 から、「調達等合理化 計画」を策定し、同 計画に基づく取組を 着実に実施する。 (1) 調達等合理化計 画 ア 信用基金が策定 する調達等合理化 計画に基づき、一般 競争入札等(競争入 札及び企画競争・公	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約に ついて、政府の方針 等を踏まえ、適切 で迅速かつ効果な 調達に向けた取組は 行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和6年5月に策定した令和6年 度調達等合理化計画に基づき、一般 競争等入札(一般競争入札及び企画 競争)の競争性のある契約の締結を 徹底するため、総務課において、個別 の契約案件について、契約担当部署 より事前にヒアリングを行うととも に、契約案件による特性に配慮しな がら、以下の取組みを実施すること により、公正かつ透明な調達を着実 に実施した。 ①応募予定者が、業務内容を把握 し、企画提案書・技術提案書の作成 業務等に必要な準備期間を十分に 確保することができるよう、信用 基金ウェブサイトにて、令和6年度 に発注予定の入札について、事前 に公表するとともに、令和6年度 に締結した契約に係る情報も公表 した。 ②応募予定者が、入札等の手続き や企画提案書等の作成に必要な準 備期間を確保できるよう、契約事	<自己評価> 評価：A 以下について実施した。 ・ 調達等合理化計画に基づ く、一般競争等入札の実施 ・ 公告時期の前倒し及び発 注予定の事前公表による入 札準備期間の十分な確保 ・ 調達までの準備期間及び 公告期間の十分な確保 ・ 応募条件及び仕様書内容 の確認 ・ 声かけ等による積極的な 競争参加者の掘り起こし ・ 評価項目の具体化 ・ 提出資料の削減 ・ 調達等合理化計画を踏ま えた取組状況のウェブサイト 公表及びフォローアップ ・ 契約監視委員会(令和6年 5月2日開催)における調達 等合理化計画の策定及び 個々の契約案件の点検の審 議 ・ 契約審査委員会等におい	評価	

		募)を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2)調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 イ 契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 ウ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		務取扱細則に定める公告期間(14日以上)の確保に努めた。 ③過去の実績のない者も応札できるように応募条件や仕様書の内容をチェックした。 ④一般競争入札等全件について、信用基金ウェブサイトへの公告掲載を行う他、過去に入札参加した実績のある事業者への声かけを行った。 ⑤従来は、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する際、関連する認証を1つでも取得していれば一律の得点としていたが、これを改め、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく認定状況に応じて点数を細分化し、評価基準をより具体的かつ公平にし、入札者にとって分かりやすい仕組みを整えた。 ⑥入札者が提出する書類の内容や要件を精査し、提出負担の軽減を図るため、原本と保管用など過度に求めている書類削減を実施した。 ⑦増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO支援業者の知見を活用して、以下の取組を新たに実施した。 i 見積取得時の声掛けリストを作成する際に、既存の業者に加え、類似する案件を受託した事業者を追加した。 ii 従来、重要な案件においては情報提供依頼時に見積取得を1回行っていたが、入札・発注の前に調達仕様書に基づき複数業者から意見や提案を募った際(意見招請)にも見積取得をすることで、業者との間でより密なコミュニケーションを実施した。 iii 見積取得時に案件説明や事業者との個別コミュニケーションを行うことで要件・仕様が不明確なことにより入札を辞退する	て、随意契約とする理由の妥当性及び一般競争等入札が真に競争性・透明性が確保されているか等の確認 ・上記に加え、令和6年度において、1者応札・1者応募の抑制に向けて、増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO 支援業者の知見を活用して以下の新たな取組みを実施した。 i 見積取得時の声掛けリストに類似する案件を受託した事業者の追加。 ii 重要な案件では、見積取得の回数を増やすことで、業者との間でより密なコミュニケーションの実施。 iii 事業者との個別コミュニケーションの実施により、要件・仕様の理解を促し、入札を辞退するリスクの軽減化。 以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和3年度より4年連続で0件となったことからAとする。 <課題と対応> —	
--	--	--	--	--	--	--

				リスクを軽減させた。 上記の取組みを行った結果、令和6年度の一般競争等入札は14件、10億38百万円で、契約全体に対する割合は、件数で78%・金額で97%であった。なお、1者応札・1者応募となった入札はなかった また、随意契約は4件・30百万円で、契約全体に対する割合は、件数で22%・金額で3%であった。 イ 1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 令和6年度調達等合理化計画(案)、令和5年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和6年5月2日開催)で審議を受け承認された。 また、総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和6年5月2日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。 イ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」(平成30年1月31日制定)に該当しているか)等の審査を受け承認された。 ウ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和6年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部	
--	--	--	--	--	--

				署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。		
--	--	--	--	---	--	--